

(メール送付)
2障第40号
令和2年4月7日

指定障害児通所支援事業所 設置法人代表者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障がい福祉課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する
放課後等デイサービス事業所等の対応等について

新型コロナウイルス感染防止のため、春休み期間終了後に学校が臨時休業した場合における放課後等デイサービス事業所等の対応については、令和2年2月28日付け元障第1178号愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課長通知と同じ取扱いとなりますので、お知らせします。

貴事業所におかれては、利用者が学校の臨時休業により放課後等デイサービスを利用したい場合には、感染予防対策を徹底したうえで開所していただき、又は開所時間を長時間とするなど幼児児童生徒の居場所の確保にご配慮をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「感染拡大警戒地域」とされる地域や、利用児童及び職員の感染が確認された事業所などにおいては、事業所の通所サービスの縮小や臨時休業も検討いただく必要がありますのでご留意ください。

記

(学校の臨時休業時における愛媛県の取扱い)

- 利用希望の障がい児が多数となり定員を超過して利用者を受け入れた場合、定員超過利用減算を適用しない取扱いが可能です。
- 開所時間を長時間とすることや、新型コロナウイルスの対応や職員の発熱等により一時的に人員基準や報酬算定基準による職員の確保ができなくなった場合には、利用する障がい児に適切に支援できる職員を配置することを条件に、人員欠如減算を適用しない取扱いや、各種職員の配置・加配加算の算定要件を満たさなくても加算を算定する取扱いが可能です。
- 利用者のニーズを踏まえて一時的に運営規程に定める営業日以外の日に開所する場合や、開所時間を長時間とする場合は、報酬・加算に影響がない場合には変更届の提出を不要とします。
報酬・加算に影響がある場合、通常は変更の前月15日までに体制届を提出する必要がありますが、特例的に速やかに提出することで算定可能とします。

(新型コロナウイルス感染症対策のための特例等)

○都道府県等の要請を受けて学校が臨時休業した日において、当該学校に就学している障がい児に係る放課後等デイサービスの基本報酬は、学校休業日単価を用います。

○基準等に係る柔軟な取り扱いについて

障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等に係る柔軟な取扱いについては、引き続き可能です。

(出典)新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)(令和2年2月20日付け厚生労働省事務連絡)

○看護職員確保のための取組みについて

重症心身障害児や医療的ケア児等を受け入れている事業所における看護職員の確保に当たっては、以下の対応例を元に引き続き取り組んでいただけますようお願いいたします。

- ①同一法人内で他の施設等に勤務する看護職員について、臨時的に事業所の業務に携わること。
- ②地域の訪問看護ステーションとの連携により、訪問看護師に事業所の業務に携わっていただけるよう協力を求めること。
- ③各教育委員会等に確認の上、特別支援学校等に配置された看護職員に協力を求めること。その際に、特に、日頃から医療的ケア児等が通う事業所の業務に携わっていただくことが望ましいこと。なお協力を求めるに当たっては、臨時休業中の看護職員の業務負担を踏まえた上で、適切に対応いただくことが望ましいこと。

また、看護職員が配置されている他の障害福祉サービス等施設・事業所や介護保険の通所介護支援事業所等における受入れについても引き続きご検討ください。

(出典)新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての重症心身障害児や医療的ケア児等の受入れについて(令和2年3月6日付け厚生労働省等事務連絡)
新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に伴う緊急一時的な障害児の受入れについて(令和2年3月6日付け厚生労働省事務連絡)

(参考) 愛媛県ホームページ「新型コロナウイルスに係る情報について」

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/singatakoronawirusu/index.html>
愛媛県トップページ > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > サービス事業者 > 指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ > 新型コロナウイルスに係る情報等について

愛媛県保健福祉部生きがい推進局 障がい福祉課障がい支援係 菊地 TEL : 089-912-2424 FAX : 089-931-8187
